【様式１】

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称：原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案
規 制 の 名 称：輸入する原油等の安定的な輸送の確保のための措置
規 制 の 区 分：■新設　□拡充　□緩和　□廃止
担 当 部 局：資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料供給基盤整備課
評 価 実 施 時 期：令和８年 10 月

１　規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

・　近時における国際情勢の変化等に伴い、我が国における原油及び指定石油製品の輸送が特定の水路に依存していた結果、原油及び輸入する指定石油製品の安定的な輸送の確保に重大な影響を及ぼしていることに鑑み、原油及び指定石油製品の輸送における指定水路の利用の合理化による安定的な輸送の確保を通じて指定石油製品及びその原料たる原油の安定供給を図るため、経済産業大臣の認定を受けた原油及び輸入される指定石油製品の安定的な輸送の確保に関する計画に基づき取組を実施する者に対する交付金の交付及びその財源に充てるための納付金の徴収について定める等の措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

・　今般の中東情勢の変化によって、長期間にわたって原油タンカーが事実上ホルムズ海峡を通ることが出来ない状況が現に生じ、我が国の石油の輸入量は激減した。この供給不足を補うため、２０２６年４月には過去最大規模の国家備蓄石油の放出によって国内の供給を確保するとともに、ホルムズ海峡を経由しない経路からの代替調達を進めた。
・　今般の経験を踏まえれば、石油備蓄制度は所期の目的を果たしていると考えられるものの、事態発生後の緊急的な調達先の切り替えは、不確実性や追加コストが伴うことが明らかとなったため、平時から、調達先や輸送経路の多角化を進め、特定の経路への依存度を低減することが重要である。
・　平時から調達先や輸送経路の多角化を進めておくためには、例えば、陸上パイプラインの活用による船積港の変更や、原油等の調達先の変更によるチョークポイントの回避が想定される。他方、例えば、ホルムズ海峡を経由しないルートからの調達は、ホルムズ海峡を経由する調達と比較して、航行日数の増加やパイプラインの利用等により輸送費等が割高になり得るという課題もある。
・　こうした課題を踏まえれば、特定のチョークポイントを経由しない原油等の輸入にかかる安定的な輸送の確保に要する費用を支援することで、平時から調達先や輸送経路の多角化を進める仕組みの導入が必要である。

＜必要となる規制新設の内容＞

・　経済産業大臣の認定を受けた原油及び輸入される指定石油製品の安定的な輸送の確保に関する計画に基づき取組を実施する者に対する交付金の交付及びその財源に充てるための納付金の徴収をすることとする。

２　規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他非規制手段の検討状況＞

■検討した　□検討しなかった

（検討した内容・結果）

制度の方向性として、民間事業者に対して、納付金の徴収を行わず、計画認定をした事業者に対し、予算措置として国庫から継続的に補助を行う制度も検討したが、安定的かつ長期的な支援を行うためには、「必要となる規制新設の内容」に記載する規制案が妥当であるとした。

＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した　□検討しなかった

（検討した内容・結果）

民間事業者に対して、指定水路を通過しない輸送の割合を設定し、その割合に未達だった場合には罰則等を設ける制度も考えられた。しかし、石油精製事業者は、指定石油製品を製造するにあたり、自らの精製設備の特性や国内の石油製品需要に応じて、産地によって性状が異なる複数の原油を組み合わせて調達している。

このため、輸送経路の割合を一律に義務付けた場合、製油所に適した性状・数量の原油を機動的に調達することが困難となり、規制的措置によって、指定石油製品の国内への安定供給がかえって確保できなくなることも想定されることから、「必要となる規制新設の内容」に記載する規制案が妥当であるとした。

3　効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

（指定水路の利用の合理化の程度について）

- 「必要となる規制新設の内容」に記載する措置を行うことにより、輸送安定性の高い輸送の割合を増やそうとする取組（平時から指定水路を通過せずに輸送することのほか、有事においてはパイプラインで迂回するような契約形態とすること等も含まれる）が促進され、その結果として、指定水路の利用の合理化が進むことが見込まれる。他方で、本法律案では、指定水路利用の合理化に関する目標は実施指針において定めることとされており、具体的な目標の在り方については、今後、審議会等の意見を踏まえて検討していくこととなることから、指定水路の利用の合理化の程度について現時点で推定することは困難である。
- 特定の経路への依存度が低減した程度など、指定水路の利用の合理化の程度及び交付金の交付対象者については事後評価までに把握することとする。

4　負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

（納付金の金額及び事務負担について）

- 納付金の金額については、国内で販売した数量等を基礎として定める方法により算出される数量の合計に、納付金単価を乗じて得た額とされる。納付金単価は、指定水路利用合理化促進業務に要する費用の長期的な見通しその他の事情を考慮して定めることとしているが、審議会の意見も踏まえて今後定めることとなるため、現時点での推定は困難である。
- 対象事業者の事務負担については、他の申告書類・基幹統計と対象を一致させる等の工夫により可能な限り抑制することとしているが、具体的な申告書や申告に係る添付書類は現在検討中のため定量的な推計は困

難である。
・納付金の額及び書類の提出に要する時間については、事後評価までに把握することとする。

＜行政費用＞特になし

＜その他の負担＞

（納付金の徴収業務について）

・ 納付金の徴収業務については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において実施することとしている。
・徴収業務に要する時間については、現在同機構と詳細を議論中であること、事業者の申請に対する審査の工数などにより大きく変わりうるため具体的な時間を見通すことは困難である。

5　利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・ 原油やナフサが国民に不可欠な資源であること、引き続き中東情勢は不安定であり、世界の備蓄水準も見通しが立たないことも踏まえれば、調達先の多角化という方向性には全体として賛成の意見であった。
・ 備蓄制度や精製設備のあり方、国際競争力の強化に向けた産業構造の転換とセットで検討をしていくこと、制度の詳細については関係業界ともよく議論しながら検討していくべきとの意見があった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

会合の名称：総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会 石油等の供給構造の強靭化ワーキンググループ（オブザーバーとして利害関係者を含む。）
開催日
　第１回：2026 年７月 24 日
　第２回：2026 年８月７日

会合の名称：総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会（オブザーバーとして利害関係者を含む。）
開催日
　第１回：2026 年８月 18 日

会合の名称：総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会（オブザーバーとして利害関係者を含む。）
開催日
　第１回：2026 年８月 24 日

会合の名称：産業構造審議会　製造産業分科会（委員、オブザーバーとして利害関係者を含む。）
開催日
　第 21 回：2026 年８月３日

＜関連する会合の議事録の公表＞

議事要旨を経済産業省ＨＰに掲載している。

６　事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・見直し条項（期限５年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和 13 年度であり、それまでに事後評価を実施予定。